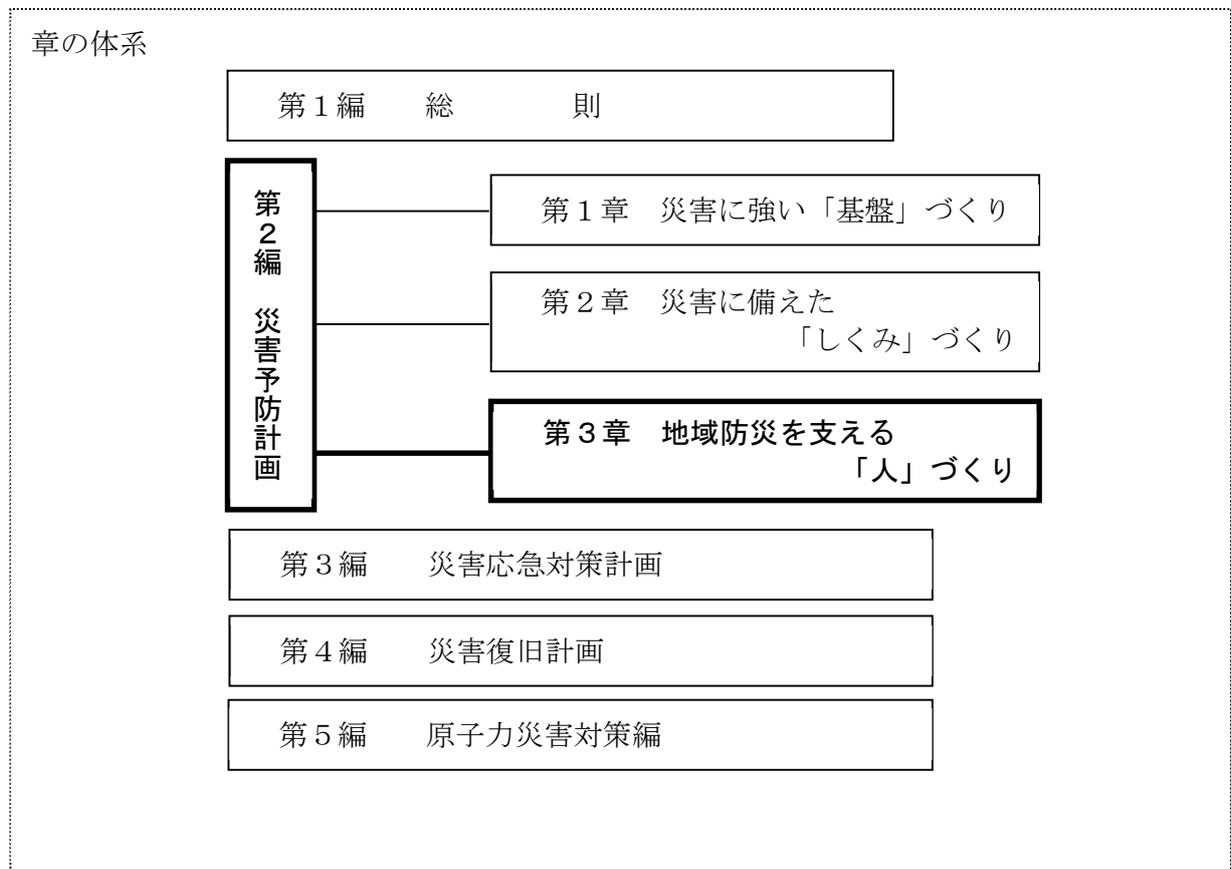


第3章 地域防災を支える「人」づくり



第1節 防災知識の普及と防災意識の高揚.....	予-74
第2節 防災訓練の充実.....	予-78
第3節 自主防災組織等の整備.....	予-80
第4節 ボランティア等との連携.....	予-83

第1節 防災知識の普及と防災意識の高揚

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町および防災関係機関は日ごろからの確かな防災対策を進めるとともに、住民が自らの命や財産は自ら守るとの認識を持つことが重要である。

このため、町および防災関係機関は、単独または共同して住民や事業者への防災知識の普及に努めるとともに各自の防災力の向上を図る。

第1 地域における防災教育

1 実施期間

実施期間については、災害が発生しやすい時期、または、全国的に実施される災害予防運動期間等に重点をおき、計画的に普及啓発活動に努める。

普及啓発の内容	実施時期	
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	1月～2月 12月1日～12月7日
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月1日～6月30日 6月1日～6月7日
火災予防に関する事項	春季火災予防運動 秋季火災予防運動	3月1日～3月7日 11月9日～11月15日
災害全般に関する事項	防災週間 防災の日 防災とボランティア週間 防災とボランティアの日	8月30日～9月5日 9月1日 1月15日～1月21日 1月17日
道路災害予防に関する事項	道路防災週間	8月25日～8月31日

2 普及の方法

地域住民や事業所等が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と意識の高揚に努める。

(1) 社会教育を通じての普及

公民館活動やPTA、青年団、女性団体等の会合等の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

(2) 広報媒体等による普及

広報紙や防災に関するパンフレットや新聞・ラジオ・テレビ等の報道機関を積極的に活用する。また、インターネット等も活用する。

(3) 地震体験車（起震車）による普及

地震体験車（起震車）による実際の体験による知識の普及を図る。

(4) 防災上重要な施設における普及

診療所、社会福祉施設等の不特定多数の人々が集まり、災害発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設については、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

3 普及の内容

(1) 災害に関する一般的な知識

風水害、土砂災害、事故災害、地震（南海トラフ、琵琶湖西岸断層帯等を震源とする地震等）に関する知識

(2) 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(4) 土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等土砂災害危険箇所等に関する知識

(5) 日野川洪水浸水想定区域等洪水に関する知識

(6) 避難所および避難路に関する知識

(7) 避難生活に関する知識

(8) 平常時に住民が実施しうる緊急持ち出し品、生活必需品の備蓄、応急手当、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

4 防災リーダーの育成

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第2 学校・園における防災教育

学校・園における防災教育は、安全教育の一環として、災害時における児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限に止めるために行う。

これらは、学校行事や学級活動を中心に各教科、総合的な学習において工夫をこらした指導を行う。

1 防災教育体制

(1) 校園長は、学校・園に「学校防災委員会」を設置し、「学校防災教育コーディネーター」を中心に関係法規に定める防災を組織的に推進する。

(2) 校園長は、年度初めに非常災害時における児童生徒等の避難、防火防災等の計画を作成し、その徹底を図る。

(3) 校園長は、緊急避難計画を作成し、児童生徒等の発達段階に応じた必要な防災教育を行うとともに、計画的に火事や地震等の想定を考えた避難訓練等を行う。

(4) 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

2 学校防災マニュアルの作成

また、校園長は学校・園の実状や児童等の実態に応じ、学校防災マニュアルを作成し、学校における防災体制を確立するものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

第3 防災対策要員に対する防災教育

町および防災関係機関は、災害発生時における適切な判断および各種防災活動の円滑な実施を確保するため、各機関に属する防災対策要員に対し、講習会や研修会を開催し、必要な防災教育を実施する。

特に、地震災害時には、初期段階での対応が重要であり、これらの防災教育を徹底する。

1 教育方法

講習会・研修会などの実施、防災活動手引等印刷物の配布、見学・現地調査等の実施

2 教育内容

各機関の防災体制と各自の任務分担、防災知識と技術、非常参集の方法、防災関係法令の運用、災害の特性、その他必要な事項

第4 PR・啓発活動の推進

1 各種メディアを利用したPR・啓発活動の推進

住民の防災意識の高揚を図るため、各種のメディアを活用した多様なPR、啓発活動を推進する。

- (1) 防災パンフレットや防災マップ等の作成・配布
- (2) 要配慮者に配慮した外国語や点字によるパンフレット等の作成・配布
- (3) テレビ、ラジオ等による啓発
- (4) 新聞、雑誌等による啓発
- (5) インターネット等の活用

2 防災イベントの実施

防災の日や防災とボランティア週間等を活用した各種の防災イベントを実施し、防災意識の高揚を図る。

3 警戒レベルの普及

町は、气象台と協力し、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第5 防災教育のための基盤整備

防災関係図書や啓発用ビデオ等の整備をすすめ、学校や地域への貸し出しサービスなど防災教育や啓発の基盤整備に努める。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第7 言い伝えや教訓の継承

町は、県および各防災関係機関と連携し、大規模災害に関する調査分析結果や映像、石碑やモニュメントを含めた各種資料の収集、保存、公開等により、町民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。また、町民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第2節 防災訓練の充実

町は、災害応急対策計画に定める応急対策の完全な遂行を図るため、各防災関係機関や住民との連携のもとに、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練の充実に努める。

第1 総合防災訓練

災害対策基本法第48条に基づき防災関係機関団体および住民が共同で、総合防災訓練を実施し、防災技術の向上および防災知識の普及を図る。

1 訓練の時期

毎年関係機関と協議の上で決定する。

2 参加機関

- (1) 町および県出先機関の防災関係機関
- (2) 応急対策活動を要する公共機関
- (3) 公共的団体等
- (4) 消防団
- (5) 住民等

3 訓練事項

- (1) 非常招集、災害情報収集、広域応援要請、被害状況調査、情報伝達
- (2) 通報、避難、避難誘導、救助、救急
- (3) 初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 給水、給食（たき出し）
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信、ため池水防訓練
- (6) 水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送等

第2 各機関別訓練

1 水防訓練

町の水防管理団体は、水防法の規定により、毎年1回、水防訓練を全指定水防管理団体で実施し、水防に関する訓練を単独あるいは、必要に応じ広域洪水等を想定した水防管理団体相互の合同訓練を実施する。

2 消防訓練

町および消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町と合同して実施する。

3 土砂災害防災訓練

町は、関係機関と協力して、土石流および急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練を毎年梅雨時および台風期の前ならびにその期中に実施する。

第3 事業所、自主防災組織および住民等の訓練

1 事業所等における訓練

町、消防機関その他防災関係機関は、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場、工場等の避難施設の整備と訓練を指導する。

また、事業所が町および防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう促す。

2 自主防災組織、住民等における訓練

町および防災関係機関は、地域住民や自主防災組織との連携による初期消火・救急救助・避難訓練の充実に努める。

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟および防災関係機関との連携を図るため、町および消防関係機関の指導の下、地域の事業所とも連携して組織的な訓練の実施に努める。

第3節 自主防災組織等の整備

地域および事業所において、「自らの命や財産は自ら守る」という意識のもとに、日ごろから防災活動を積極的に行えるよう自主防災組織等の整備に努める。

第1 自主防災組織等の育成

1 自主防災組織の必要性の周知

自主防災組織の設置および自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報活動を展開するとともに、研修会、防災訓練等を開催し、これらの活動を通じて、地域住民の連帯意識を強化する。

町は、転入等により新たに町民となる人には、自治会（区）などを通じて自主防災組織の一員となるように勧める。

2 自主防災組織育成計画の策定

町は、地域の特性に応じた住民の自発的な意志と合意による自主防災組織の育成を図るため、自主防災組織育成計画を策定する。

3 人材の育成

町は、各種地域コミュニティ活動の中心的人材や消防職員OB、警察官OB等の人材を発掘し、研修や訓練を通じてリーダーの育成を図る。その際、女性の参画の促進を図る。

4 活動に対する支援

訓練活動に伴う傷害への補償、賠償等、補償制度を整備する。

自主防災組織の活動拠点として、地区ごとの公民館等の利用を促進し、これらの活動拠点に以下のような防災資機材の備蓄等ができるよう支援する。

<資器材の例>

避難所用マット	避難所用間仕切り	個室用テント（パーティション）
発電機	投光機	コードリール
簡易救急医療セット	ゴムボート	

第2 地域自主防災組織の強化

1 自主防災組織の設置

住民が自主的な防災活動を行ううえで、各地区を単位として、組織の強化を図るものとする。自治会（区）、青年団、壮年会など、現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導する。

2 自主防災組織の構成

役員には、防災責任者と班長を置く。班は、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等必要なものを置く。

3 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を

策定し、次の事項について記載する。

- (1) 地域住民は、その周辺および危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講ずる。
- (2) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- (3) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を立て、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (4) 防災機関、本部、各班および各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
- (5) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (6) 避難所、避難路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (7) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (8) その他自主的な防災に関すること。

第3 事業所等の自主防災組織の強化

1 自主防災組織の設置

大災害が発生した場合、学校、病院等多数の者が出入りし、または、利用する施設および多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、下記のような施設の代表者や責任者は、自主防災組織を編成し、あらかじめ、消防、防災計画を策定する。

- (1) 学校、旅館、病院等多数の者が利用または出入りする施設
- (2) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管および取り扱う施設
- (3) 多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたること
が効果的であると認められる施設
- (4) 大規模小売店舗や複合用途施設

2 自主防災組織の構成

役員には、防災責任者と班長を置く。班は、本部班、情報連絡班、予防対策班、消火班、救出救護班、避難誘導班等必要なものを置く。

3 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害を予防し、また、災害に対し効果的な活動が出来るよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載する。

- (1) 事業所の職員は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- (2) 自主的に防災訓練が出来るよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を策定し、かつ町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (3) 防災機関、本部、各事業所の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
- (4) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (5) 避難所、避難道路、避難の伝達、避難時の非常持ち出し等に関すること。

- (6) 負傷者の救出、搬送方法、救護班に関する事。
- (7) 地域住民との協力に関する事。
- (8) その他自主的な防災に関する事。

4 事業所の防災協力等を促進するための環境整備

町は、事業所の防災協力等を促進するため、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう指導するほか、次の環境整備に努める。

- (1) 防災協力メニューの明確化と協力体制の充実
- (2) 町、住民、自主防災組織、NPOおよび事業所間の連携を強化するための災害時の情報共有システム
- (3) 事業所自らの防災力の向上
- (4) 防災協力活動に対するインセンティブの付与

第4 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案することができる。町は、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4節 ボランティア等との連携

県および町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、災害時にボランティアが被災者の多様なニーズに対応して円滑に活動できるよう、その支援に努める。

第1 ボランティア等活動環境の整備

災害発生時に専門知識を有するボランティアや特別な資格を必要としないボランティアなど様々なボランティアの受入れを迅速かつ的確に行えるよう、平常時からボランティア活動推進機関と連携をとりながら、受入れ体制の整備に努める。

1 ボランティア団体等の把握

町は、県および町社会福祉協議会等と連携を図りながら、ボランティア団体等の把握に努める。

2 ボランティア受入れ窓口の整備

災害発生時に町が設置する町災害ボランティアセンターにおいて、個人のボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から町社会福祉協議会と連絡調整を行う。

3 活動支援体制の整備

災害発生時に、迅速なボランティア活動が行えるよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境整備に努める。また、活動に際し、ボランティア活動保険に加入するものとし、県および町社会福祉協議会はその普及啓発に努める。なお、ボランティア活動保険の加入手続は、原則としてボランティアの派遣元で行う。

4 専門ボランティアとの連携

県では、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地応急危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアの把握に努めており、これらの情報を町においても活用する。

第2 人材の育成

1 ボランティア意識の啓発

町は、県や町社会福祉協議会やボランティア関係機関・団体と連携して、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災とボランティア週間」等の機会を通じて、広く住民にボランティア活動に対する意識の啓発を図る。

2 ボランティアコーディネーター等の育成

町は、県ボランティアセンター等で実施される災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整方法等についての研修の機会を活用し、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。